

医療法人 叙叙会 居宅介護支援事業所運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、医療法人 叙叙会（以下「事業所」という。）において行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条（事業の運営の方針）

- 1 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう。公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 わかばケアプランセンター
- (2) 所在地 福山市南蔵王町5丁目14番43号フレグランス蔵王101号室

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員兼務）
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名
指定居宅介護支援の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日～1月3日は除く
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後17時00分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。
(外出時または営業時間外は医療法人叙叙会福山第一病院より担当者に連絡し、折り返し連絡する)

第6条（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 1 (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
(2) 課題分析（アセスメント）の実施 事業所指定の方式を使用
(3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて自宅）
(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも月1回以上
(5) モニタリングの結果記録 月1回以上
- 2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、1kmにつき20円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、福山市の区域とする
ただし、川口・曙・新涯・野上・沖野上・駅家・加茂・山手・神辺の一部は除く

第8条（苦情処理）

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき利用者からの相談や苦情等があった場合、迅速に対応する。

相談・苦情担当責任者1名

第9条（事故発生時の対応）

- 1 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第10条（個人情報の保護）

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等、代理人の同意を得るものとする。

第11条（虐待防止に関する事項）

1 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。

- （1） 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2） 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3） その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に当該サービス事業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村及び地域包括センターに通報するものとする。

第12条（その他運営に関する重要事項）

- 1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人叙叙会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む
 - （1） 報告・相談出来る窓口の設置
 - （2） 職員、利用者と家族への基本方針の周知

附則

令和3年 3月1日から施行する

令和3年 4月1日一部改正する

令和4年12月1日一部改正する

令和5年 5月1日一部改正する